

鹿屋市市民活動総合補償制度概要

手引き



鹿 屋 市

目 次

制度の主旨.....	- 2 -
対象となる活動.....	- 3 -
補償対象事故.....	- 4 -
補償の内容.....	- 5 -
対象とならない活動・事故.....	- 6 -
事故防止に努めましょう.....	- 7 -
事故発生から補償金支払まで.....	- 8 -
市民活動総合補償制度に関する Q&A	- 9 -

制度の主旨

本市では、「共生・協働地域社会」をめざして町内会やボランティア団体等の社会奉仕活動、文化・スポーツ活動、NPOなどの活動を推進しております。

これらの活動は、地域社会の発展、住民福祉の向上、「安全・安心・快適で住みよいまちづくり」に大きな役割を果たすものであり、市でもその活動の輪を広げていきたいと考えております。

そのため、市では、市民活動中に発生した事故を広く救済し、皆さんが安心して、楽しく活動が行えるように「市民活動総合補償制度」を平成20年4月から導入しました。

この制度は、市が町内会活動、ボランティア活動、NPO活動、スポーツ・文化活動などの市民活動中に事故が起こった場合に、補償金をお支払いすることを定めているもので、それぞれの市民団体等が市への団体登録の届出や加入費用等を負担していただくことはありません。

補償内容は、市民活動中に不測の事故が発生し、活動の参加者や第三者が損害を受け、責任者等が法律上の損害賠償義務を負うことになった場合や、指導者、スタッフ及び参加者自身がケガをしたり死亡した場合に定められた補償金を支払うものです。

市民の皆さんの温かい善意の活動で悲惨な事故が起こらないように、活動される際は、くれぐれも細心の注意を払いながら、事故防止に努めてくださるようお願いいたします。



対象となる活動

対象となる活動の条件は、次のとおりです。

- 市内に活動の拠点があり、市民によって組織された市民団体等による活動であること。
- 本来の仕事を離れて行う[★]**市民活動**（宗教・政治・営利を目的とした活動や専ら自分たちのために行う活動を除く。）であること。

★ 市民活動とは

市民団体等が行う社会教育活動、社会福祉活動、社会奉仕活動、青少年育成及び地域社会活動等で本来の職場を離れて自由意志のもとに行う継続的、計画的又は臨時の**公共性のある活動**

市民活動の具体例

活 動 名	具 体 的 内 容
社会教育活動 (スポーツ・レクリエーション・文化活動を行うことを主たる目的とした団体が、専ら自分たちのために行う活動及び公共性のない活動については、補償の対象になりません。)	スポーツ・レクリエーション活動（ソフトボール、バドミントン、卓球、テニス、水泳、バレーボール、サイクリング、キックベースボール、野球、ボウリング、スキー、オリエンテーリング、ハイキング、サッカー、駅伝大会、歩こう会、ラジオ体操、ゲートボール、マラソン大会、キャンプ、たこあげ大会、身障者スポーツ大会及び健康体操）及び文化活動（料理、コーラス、コンサート、映画上映、絵画、華道、茶道、民謡踊り、ダンス、短歌、俳句、盆栽、邦楽、謡曲、演劇、歴史学習、各種学習、講座、社会見学、講演会、研修会及び研究会）等の活動並びにこれらのための準備活動
社会福祉活動 社会奉仕活動	社会福祉施設援護活動（建物の修理、植樹等の手入れ、清掃、リハビリテーション訓練の手伝い、行事手伝い、習い事指導、慰問、理容、美容、マッサージ、通園の送迎の介助、託児、カウンセリング、点訳、リーディングサービス及び手話）、在宅老人・身障者等のホームヘルプ、ガイドヘルプ、手話通訳及び就労・社会復帰のための援護等の活動並びにこれらのための準備活動
青少年育成活動	子ども会、ボーイ・スカウト、地域の青年会等の指導育成活動、家庭、地域文庫活動及び非行防止パトロール等の活動並びにこれらのための準備活動
地域社会活動	防災活動、防火・防災活動、清掃活動（道路、河川、公園、排水溝その他の公共施設の清掃）、資源ゴミの回収、草刈り、リサイクル運動、交通安全活動、不法駐車駐輪追放活動、害虫防除・駆除の環境衛生活動、献血奨励・住民検診の手伝い等の地域保健衛生活動、盆踊、町内会まつり、運動会、回覧、掲示板張り付け、研修会、募金活動、市民まつり及びPTA活動等の活動並びにこれらのための準備活動
市主催事業等への参加・手伝い	ゴミゼロ・河川クリーンアップ、防災訓練、市主催の社会教育講座、講演会及び映画会等

※ 活動の内容や目的、事故の状況等により補償適用外となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

問合せ先
 鹿屋市役所 市長公室 地域活力推進課
 【直通】0994-31-1147

補償対象事故

補償の対象となる事故は、以下の市民団体等による市民活動中の事故です。

★ 賠償補償対象者

地方自治体、地方自治体が出資した法人又はこれに準ずる団体、市民団体等、市民活動の指導者及びスタッフ（報酬等を受けるものを除く。）

★ 災害等補償対象者

市民活動の指導者、スタッフ及び参加者（観覧者及び応援者を除く。）

賠償(責任)事故とは

その団体の指導者やスタッフ等の過失により参加者や第三者にケガをさせたり、財物に損害を与え法律上の賠償責任を負った場合

災害等補償事故とは

傷害事故

指導者や参加者自身が、市民活動中の事故により死亡したり、後遺障害を被ったり、入院・通院治療を要するケガをした場合

補償の内容

賠償(責任)事故

補償金の種類	補償金支払限度額	具体例
身体賠償	最高 1名 6,000万円 1事故 3億円	● 子供会で河川敷等の清掃活動中に、誤って川に落ち子供が溺れて死亡した。
財物賠償	最高 1事故 500万円	● スポーツの指導中に、ボールが自動車のフロントガラスを割り、壊してしまった。
受託物賠償	最高 1事故 300万円	● 市民団体主催の芸術品等展示会会場設営準備中に、スタッフが預かった芸術品を壊してしまった。
生産物賠償	最高 1名 6,000万円 1事故 3億円 1期間 3億円	● 市民団体主催のイベントで弁当を提供し、それによる参加者等の食中毒事故

災害等補償事故

	補償金の種類	補償金額	具体例
傷害	死亡補償金	1名 500万円	● 市民団体主催のイベントや清掃活動中にケガをして入院した。
	後遺障害補償金	後遺障害の程度により、死亡補償金の3%~100%	
	入院補償金	1名 6,000円/日	
	手術補償金	手術の種類に応じて、入院補償日額の10倍~40倍	
	通院補償金	1名 4,000円/日	

注 入院補償金：事故発生日から180日間が入院補償金の支払対象となります。
 通院補償金：事故発生日から180日間のうち、通院日数90日までが通院補償金の支払対象となります。

対象とならない活動・事故

補償制度適用対象外

- (1) 夏祭りの神輿レース等の危険度が高い祭礼
- (2) 市民活動の主催又は共催に当たり職務として従事している活動
- (3) 園児・児童・生徒を対象とした学校管理下での活動
- (4) 山岳又は海難救助ボランティア活動及び災害救助ボランティア活動等の緊急時での活動
- (5) 銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動
- (6) 野焼き・山焼きを行う森林ボランティア活動
- (7) 戦争、変乱、暴動又は労働争議等の社会的騒乱による事故
- (8) 地震、噴火、洪水、津波又はこれらに類似の自然変象による事故

賠償(責任)事故の場合

- (1) 賠償補償対象者の故意による事故
- (2) 賠償補償対象者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- (3) 賠償補償対象者が業務の従事中に被った身体障害（障害を起因する死亡を含む。）によって生じた賠償責任
- (4) 賠償補償対象者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- (5) 施設の新築、改築、修理、取壊しその他の工事による賠償責任
- (6) 賠償補償対象者が所有、使用若しくは管理する自動車又は動物による賠償責任
- (7) 保険会社の賠償責任保険約款に定める事由によるもの

災害等補償事故の場合

- (1) 災害等補償対象者の故意若しくは重大な過失又は法令違反による事故
- (2) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の放射性及び爆発性その他の有害な特性による事故
- (3) 災害等補償対象者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為
- (4) 災害等補償対象者が無免許、飲酒、及びシンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で、自動車又は原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- (5) 災害等補償対象者の脳疾患、疾病又は心神喪失
- (6) 大気汚染又は水質汚濁等の環境汚染による事故
- (7) 保険会社の保険約款に定める事由によるもの

事故防止に努めましょう

この制度は、市民の皆さんが安心して市民活動ができるように、万一の事故に備えて設けられたものですが、一番大切なことは事故を未然に防ぐことです。

市民活動を実施するときは

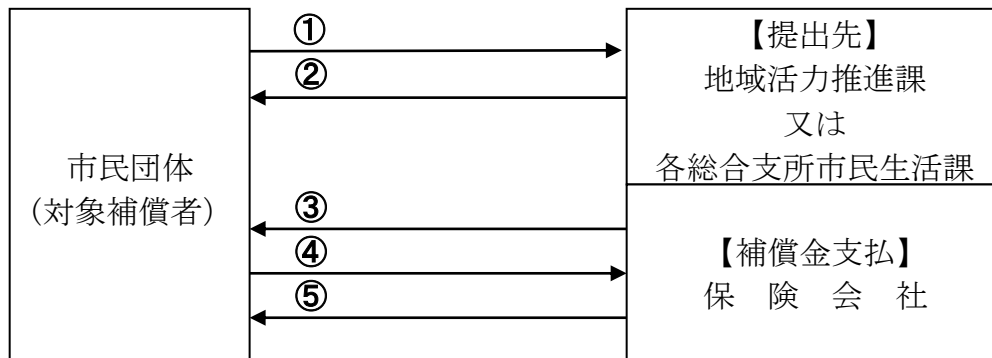
- ☒ 事前に緻密な計画を立てて、危険性がないか十分にチェックしましたか。
- ☒ 前もって活動現場の下見などをしましたか。
- ☒ 引率者、指導者の数は適切ですか。
- ☒ 注意事項や指導がスタッフ、参加者にいきわたっていますか。
- ☒ 活動のプログラム、スケジュールに無理はありませんか。
- ☒ 用具の点検、準備運動をしましたか。

以上のことをよく確認して安心・安全のもと楽しい活動になるよう努めてください。



事故発生から補償金支払まで

事故が発生したら



- ①『事故発生報告書』を事故発生日から速やかに（概ね20日以内）にご提出ください。

●事故発生報告書の様式は、本庁地域活力推進課・各総合支所市民生活課にあります。また、鹿屋市のホームページにも掲載しております。【記載例は9ページ】

- ②地域活力推進課から補償制度適用の可否の結果を『補償事故審査回答書』にて通知します。

●この回答書は、市の補償制度が適用される事故等かどうかについて、市から回答するもので、補償金支払いの可否を通知するものではありません。支払の可否については、市が契約している保険会社が審査した後に決定されます。

- ③保険会社が事故について審査し、適用か適用外かの通知をします。

●保険会社が補償の適用範囲内と判断した場合、補償金請求に必要な書類の一式が送付されます。

- ④補償金支払い請求の準備が整ったら、保険会社に書類を提出してください。

●先に保険会社から送付された保険金請求に必要な書類の一式をご提出ください。

補償金請求に必要な書類

賠償責任事故 の場合	補償金 請求書	示談書	損害賠償責任に係る法的な解決 に必要と認められる支払額の領収 書の写し見積書	現場写真
傷害事故 の場合	補償金請求書		治療に当たった病院の診察券の写 しもしくは領収書の写し	診断書

※事故の内容によっては手続き、必要書類が異なる場合があります。

- ⑤補償金支払い

●補償金請求書類の提出から30日以内に支払われます。）

事故発生後の手続き等に関する問合せ先

本庁

- ◆鹿屋市役所 市長公室 地域活力推進課
共栄町20番1号 0994-31-1147 【直通】

各総合支所

- ◆串良総合支所 市民生活課
串良町岡崎2081番地 0994-63-3111
- ◆吾平総合支所 市民生活課
吾平町麓3317番地 0994-58-7111
- ◆輝北総合支所 市民生活課
輝北町上百引3914番地口 099-486-1111

別記

第1号様式（第10条関係）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

鹿屋市長 様

この様式は、地域活力推進課又は各総合支所
市民生活課窓口に備え付けております。

報告者住所 **鹿屋市共栄町20番1号**

氏名 **鹿屋 一郎** 印

*賠償事故加害者又は災害等補償事故負傷者との関係
(**本人**・親権者・相続人・その他)

電話番号 **0994-43-2111**

町内会活動におけるスポーツ活動は、地域活性化に向けた取り組みの一環といえ、**公共性のある活動にあたります。**
したがって、**専ら自分たちのために行う活動には該当しません。**

市民活動賠償（災害等補償）事故発生報告書

発生しましたので、鹿屋市市民活動総合補償制度要綱第10条の

。なお、災害補償制度の適用の可否に関し、報告書記載の個人情報と同要綱第7条の規定により契約した損害保険会社に提供することに同意します。

賠償事故	加害者	氏 名	男 ・ 女 年 齢 歳		
		住 所	電話番号 — —		
		団体名			
被害者	被害者	氏 名	男 ・ 女 年 齢 歳		
		住 所	電話番号 — —		
		団体名			
災害等補償事故	災害等補償事故	氏 名	鹿屋 一郎 (男) ・ 女 年 齢 35 歳		
		住 所	鹿屋市共栄町20番1号 電話番号 0994-43-2111		
		団体名	〇〇町内会		
活動名	バレーボール		活動内容	町内会主催の大会	
事故発生日時	平成 20 年 8 月 26 日 午前・午後 10 時 30 分頃		事故発生場所	〇〇体育館	
傷病名	骨折		治療見込期間	入院見込 日間 通院見込 30 日間	
病院名	〇〇病院		医師名	〇〇 〇〇	
病院住所	鹿屋市寿〇丁目〇〇番地 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇				
事故発生状況 (できるだけ詳しく記載してください。)	バレーボール大会中、無理にボールを拾おうとして飛び込んだら腕を折ってしまった。				
主催者又は目撃者の事故証明	氏 名	□□ □□		印	
	住 所	鹿屋市寿〇丁目〇番地 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇			

市民活動総合補償制度に関する Q&A

NO	Q	A
1	市民は費用の自己負担をする必要があるのですか。	市の補償制度により保険会社と保険契約しておりますので、市民の皆さんが費用を負担する必要はありません。
2	通院、入院が1日からでも補償金は出ますか。	通院、入院は1日でも補償金は支払われます。
3	市の市民団体が市外に出かけて活動する場合、補償の対象になりますか。	補償の対象になります。 ただし、日本国内での事故に限ります。
4	市が行う事業で、参加者がケガした場合も対象になりますか。	対象になります。 ただし、観覧者及び応援者がケガ等された場合は、対象になりません。
5	市民団体（ スポーツをすることを目的とした団体を除く。 ）主催のスポーツ大会で、ケガ等をした場合、補償の対象になりますか。	対象になります。 ただし、観覧者及び応援者がケガ等された場合は、対象になりません。
6	活動場所までの行き帰りの事故も対象になりますか。	対象になります。 ただし、相手にケガをさせてしまった場合の賠償責任事故や寄り道された場合は、対象になりません。
7	市民活動中（活動場所までの行き帰りの事故を含む。）で、自動車に関係する事故でも対象になりますか。	賠償責任事故は、対象になりません。 ただし、運転手及び同乗者がケガ等した場合の災害等補償事故は、対象になります。
8	報酬がある者（スタッフ・講師・指導者）が活動中にケガ等をした場合は対象になりますか。	対象になりません。



NO	Q	A
9	地域の祭りでケガ等をした場合、補償の対象になりますか。	対象になります。 ※祭りの内容が危険度の高いものは対象外となります。
10	別の傷害保険に加入している場合、補償金を受け取ることができますか。	受け取ることができます。
11	PTA 活動は対象になりますか。	対象になります。 例えば、交通立番や巡回補導といった地域での PTA 活動は対象になります。 ※学校管理下での事業や学校主催事業（学校施設の清掃奉仕作業、運動会の準備等）は対象になりません。）
12	町内会の清掃作業中に草刈機で物を壊してしまったり、他人にケガ等を負わせてしまった場合、対象になりますか。	故意でないかぎり対象になります。
13	補償の対象にならない「専ら自分たちのために行う活動」とは、どのような活動をいうのですか。	「例」 スポーツ団体が行うスポーツ大会等 文化団体が行うコンクール等 土地等所有・管理する団体が、その土地等だけを清掃する活動等

